

第 14 号 議 案

令和 6 年度長崎県交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長崎県交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 車 両 数			349 両
乗 合			305 両
貸 切			44 両
(2) 年間走行料	14,231,000 km	(1 日平均)	38,989 km
乗 合	12,711,000 km	(1 日平均)	34,825 km
貸 切	1,520,000 km	(1 日平均)	4,164 km
(3) 年間輸送人員	12,272,000 人	(1 日平均)	33,622 人
乗 合	11,991,000 人	(1 日平均)	32,852 人
貸 切	281,000 人	(1 日平均)	770 人
(4) 主な建設改良事業			
車 両 購 入		13 両	152,585 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		5,390,902 千円
第 1 項 営 業 収 益		4,446,838 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		918,848 千円
第 3 項 特 別 利 益		25,216 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		5,309,548 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,061,166 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		248,382 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 313,203千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,067千円、過年度分損益勘定留保資金71,860千円、当年度分損益勘定留保資金103,276千円、特別減収対策企業債100,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		665,807 千円
第1項 企業債		657,000 千円
第2項 建設補助金		854 千円
第3項 固定資産売却代金		7,953 千円
支 出		
第1款 資本的支出		979,010 千円
第1項 建設改良費		418,742 千円
第2項 企業債償還金		558,855 千円
第3項 投資		1,413 千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
交通局行政事務機器賃借等	令和7年度	千円 28,987
交通局行政県有施設等管理業務	令和7年度	306,746
交通局行政機器等保守業務	令和7年度	19,630
インタンク軽油購入等	令和7年度	292,457
県営バスターミナル業務委託等	令和7年度	128,486
自動車任意保険	令和7年度	28,019

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費 借換債	千円 657,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	657,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(2) 資本的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

3,081,958 千円

(2) 交際費

435 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、253,669千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

長崎県知事 大石 賢 吾